

自分たちの農地・地域は自分たちで守る！！

第2弾

小さな担い手支援金について

市内の農地を守るために、兼業農家を「小さな担い手」として位置付け、皆様が行う耕作や農地の維持管理活動が地域の景観維持に資すると認められる場合、その活動に必要な機械類の購入に対して市が費用の一部を助成します。

受付期間

2026年 **1月14日(水)** ~ **2月13日(金)**

対象者

農業機械を持っていない又は、機械の更新を検討している市内の兼業農家で2戸以上が共同して、合わせて30ha以上もの農地を耕作する方

※但し、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、国県の農業補助事業の対象者は別の補助事業を活用してください。

対象機械

トラクター、田植え機、コンバイン、草刈り機の購入費
但し、単価が10万円以上の機械購入費に限ります。

補助率／回数

上記の機械購入費の1/3以内を助成（上限50万円まで）

申請回数：1回／年

申請の流れ

<申請> 1/14~2/13

- ・申請書
- ・カタログ、見積書
- ・転売禁止誓約書
- ・共同申請者及び農地一覧ほか

2月18日

交付
決定

~3月下旬

機械
購入

<実績報告>

- ・実績報告書
- ・領収書
- ・写真ほか

~3/31までに

申請場所

下呂市農務課又は、各振興事務所

※申請様式は下呂市農務課又は、各振興事務所、下呂市HPにあります。

その他

- ◆申込者が多数の場合は、面積の大きさ、共同申請者の人数等によって優先順位を決定することがあります。
- ◆購入した機械で管理される農地については、毎年細目書及び、農業委員による農地利用状況調査により管理状況の確認を行います。
- ◆中古機械でも補助対象としますが、個人による売買は対象外です。
- ◆虚偽の申請や適切な管理がなされていない農地が確認された場合は補助金を返還していただくことがあります。
- ◆3月中に事業完了（機械の購入）していただく必要があります。

注意！！

お問合せ

下呂市役所 農務課 ☎ 0576-53-2010 (内線: 155)